

決議案第 3 号

公共施設の冷房設備の設置に関する決議

上記決議案を別紙のとおり提出いたします。

令和5年9月15日提出

提出者 長沼町議会議員 仲山秀彦
" 萩和朗

長沼町議会議長 平井儀一様

公共施設の冷房設備の設置に関する決議

近年、地球温暖化や気候変動により、日本各地において記録的な猛暑が続き、気象庁では「命にかかわる危険な暑さ」への警戒を呼び掛けています。特に今年の北海道においては、44日連続の真夏日が続き、本町においても8月20日には、道内の最高気温を記録するなど歴史的な異常気象となっています。

全国では、熱中症による死傷災害が多く発生しており、8月22日には伊達市の小学2年生の女児が体育の授業後に意識を失い、亡くなるという痛ましい事故が発生しましたが、本町においても同様の事態が発生する可能性は否定できません。

環境省の「熱中症環境保健マニュアル2022」によると、体温調節機能が低下している高齢者と同様に、思春期前の子供は汗腺などの体温調整能力が未発達であることや体重当たりの体表面積が大人よりも大きく、高温時や炎天下では深部体温が上がりやすいなどの理由から、成人よりも熱中症のリスクが高く、注意が必要とされ、更には地球温暖化の進行に伴い、増加が予測される熱中症搬送数を低減するための対策が今後ますます重要となり、今から注意と対策を進めてゆく必要性を指摘しております。

全国の自治体では、住民の熱中症予防と熱中症被害を防ぐため、「クーリングシェルター（暑さをしのげる公共施設）」として、冷房設備のある公共施設を開放する取組が増えております。

厳しい財政環境の中ではありますが、学校など公共施設において適切な環境を整えることは、町民の命と健康を守る上で最重要かつ喫緊の課題であります。

これらのことから、本町議会は、熱中症予防強化のため町内の学校など公共施設に冷房設備を設置することを強く要望します。

以上、決議する。

令和5年9月15日

長沼町議会